

第4章 施策の展開

1 自分らしくいきいきと暮らせる高齢者のいきがづくり

(1) 健康づくり・介護予防・重度化防止の推進

ア 健康づくり・生活習慣病予防の推進

(ア) 健康教育の推進と意識の啓発

高齢者自らが、身近な場所で継続して介護予防や健康づくりに取り組み、その人らしい自立した生活を継続できるよう、まちづくり協議会、自治会、老人クラブ等と連携し、健康や食育に関する知識や情報提供の場として、地域版健康づくり教室や介護予防教室等を実施します。

また、介護予防やライフステージに応じた健康づくりに関する意識啓発を、市広報誌や健康づくりべんり帳、啓発パンフレットなどを通じて行います。

(イ) 生活習慣病の発症予防と重症化予防の強化

急速な高齢化の進行に伴い、食生活、運動習慣等を原因とする生活習慣病の増加が社会問題となっています。生活習慣病の発生予防・重症化予防を推進するため、特定健康診査、がん検診、後期高齢者健康診査の意義や重要性の啓発、受診率の向上に努めます。

また、宝塚市国民健康保険被保険者のレセプト（診療報酬明細書）や特定健康診査結果等のデータ分析から策定した、宝塚市国民健康保険データヘルス計画に基づき、被保険者の健康状態に即したより効果的、効率的な保健事業を行います。

イ 介護予防・重度化防止の推進

介護予防事業の推進に当たっては、高齢者本人へのアプローチだけでなく、役割の創出・社会参加の実現といった本人を取り巻く環境へのアプローチが重要です。高齢者が地域で関わり、役割を持ちながら介護予防・健康づくりを進めていけるよう、住民が主体となった通いの場の活動支援を引き続き推進します。

そのため、身近な地域で運動に親しめる環境をつくり、筋力や姿勢のバランス調整機能を維持向上させる「いきいき百歳体操」の普及を推進するとともに、場所を確保するための支援として、地域の社会資源等の把握に努め、福祉関連施設や民間企業と連携・協力しながら取り組んでいきます。また、活動を継続できるように、施設・各活動主体に対してインフルエンザなどの集団感染の予防対策に関する支援を行うほか、感染症流行時など、密集しての活動を実施することが望ましくない場合には、ICTを活用した実施等を実現するための支援を行います。

高齢者のフレイル状態の改善として、低栄養の改善や口腔機能の向上、服薬の理解、転倒予防などについて専門職の関与を積極的に行い、疾病予防や重度化防止を効果的に進めていきます。また、医療・福祉の事業関係者との連携を図りながら、啓発に取り組むほか、専門職や他部署と連携した高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施を推進していきます。

更に、介護予防や地域づくりを推進していくために、介護予防サポーター養成講座等の開催をして、介護予防事業に関わるボランティア等の人材育成や発掘、地域活動組織の育成支援を引き続き推進します。

(2) いきがいづくりの促進

ア 社会参加・交流の促進

(ア) 交流機会の充実

楽しく学べる講座や催し物を開催することで、高齢者間の交流や子どもと高齢者の多世代にまたがる交流の機会を増やします。

交流することを通じて、高齢者の閉じこもりや地域からの孤立を防止するとともに、お互いに支え合う地域づくりを推進します。

(イ) 老人クラブ活動の支援

老人クラブ活動は、高齢者同士が交流し、地域に根ざした活動を行うことにより、高齢者の自立生活を支え、社会的孤立を解消し、生きがいづくり・健康づくりにつながるるとともに、地域福祉の担い手としての積極的な活動が期待されています。

そのため、活動事業補助金等の制度の周知を通じ、老人クラブの団体数及び会員数の向上や活動の活性化を目指し、社会奉仕活動、健康増進活動などを支援します。

(ウ) ボランティア・地域活動、NPO活動への参加促進

社会で活躍する意欲のある高齢者を支援し、高齢者が培ってきた豊かな知識・経験・技能を生かすため、ボランティアや地域活動、NPO活動に参加しやすい環境づくりや、参加へのきっかけづくりを支援します。

そのため、社会福祉協議会や地域の関係団体等と連携して啓発活動に努めるとともに、ボランティア養成講座、体験プログラム等による学習機会を提供し、ボランティア団体や公益活動を行っている市民団体を紹介するなど、ボランティア活動等への関心を高め、元気な高齢者が地域の担い手として生きがいを持ちながら活躍できるよう環境の整備に取り組みます。

イ 生涯学習等の推進

高齢者がその特技を伸ばし、教養を深め、新たな分野の学習にチャレンジすることは、心豊かで、生きがいのある生活につながり、学びの場への参加は、社会参加の機会となります。

生涯学習施設、コミュニティセンターなど、市内全域で多様な学びの場を提供するとともに、これらの施設を適正に運営し、その利便性の向上に努めます。

また、老人福祉センター（フレミラ宝塚）では、高齢者による自主的・自発的な生きがい活動を支援する拠点としての機能を強化するとともに、各種の講座・教室において、講義形式だけでなく、グループワークや実践型・参加型のアプローチを取り入れ、社会貢献や地域貢献について学ぶ機会を設けるなど、地域福祉の担い手に係る育成及び活動支援にも努めます。

ウ 雇用・就労への支援

公的年金の受給開始年齢の引き上げなどにより、高齢者の就業希望が増加しています。また、高齢者が現役時代の労働能力を生かすことは、高齢者の生きがいづくりや健康づくりに役立ち、社会参加にもつながります。しかし、身体的状況などにより、労働条件との適切な調整が必要な場合があります。

そのため、公共職業安定所やシルバー人材センターなどの関係機関・団体と連携し、高齢者のキャリアや意欲に応じた就労ができるよう、求職者と事業者の雇用ニーズをマッチングするなど、高齢者の就業機会の確保に努めます。

エイジフレンドリーシティの取組の一環としてスタートしている健康生きがい就労トライアル※の参加者数を増やします。

※健康生きがい就労トライアル…介護専門職の周辺業務を、パートタイム的に地域の高齢者が担うことで、介護人材の不足する事業所と元気高齢者を就労マッチングする取組。

2 住み慣れた地域で暮らし続けられる生活支援体制の構築

(1) 在宅生活を支える多様な支援の充実

ア 生活支援サービスの充実

高齢者が、住み慣れた地域で日々安心した自立生活を続けていくために、日常の生活支援を中心としたきめ細かなサービスの充実に努めます。

生活支援サービス

生活支援サービス	自立支援	<ul style="list-style-type: none"> ・短期入所事業 ・高齢者見守りネットワーク事業(緊急通報システム事業、安心キット配布事業) ・日常生活用具等給付事業(電磁調理器・自動消火器) ・介護ファミリーサポートセンター事業 ・住宅改造資金助成事業
	在宅高齢者支援 (要介護4・5)	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉タクシー料金助成・リフト付タクシー料金助成 ・訪問理美容サービス事業 ・おむつ給付事業
地域支援事業 (任意事業)	<ul style="list-style-type: none"> ・家族介護支援事業(徘徊高齢者家族支援サービス) ・地域自立生活支援事業(シルバーハウジング生活援助員派遣事業) ・成年後見制度利用支援事業 	

イ 介護家族の支援

在宅で要介護状態等にある高齢者を介護するためには、家族介護者が適切な介護技術を習得するとともに、その心身が健康であることが重要です。

介護者が地域の中で孤立することなく、介護をしながら働き続ける選択ができるよう、家族介護者の精神的・身体的負担を軽減するための適切な介護サービスの利用を支援します。

また、介護負担の具体的内容に沿った軽減を図ることで介護家族を支援する取組を行っていきます。

更に、認知症カフェや、介護家族カフェなどの形式で活動を行っているグループ等とも協働しながら、介護家族を支援する取組を行います。

既存の介護家族の会の活動については、会の抱える課題を把握し、その軽減に向けた支援策を協働して検討していきます。

(2) 安心して住み続けられる住まい・まちづくり

ア 住まいの確保・居住環境の向上

高齢者の住まいと医療・介護等のサービスが適切に提供されるには、サービス付き高齢者向け住宅などが、地区・ブロックを目安とし、多様な介護ニーズの受け皿として位置づけられることが必要です。

今後、高齢者向けの住宅の増加が予測される中で、良質なサービスを提供する高齢者向け住宅に関する情報の提供に努めます。また、県と連携し、指導監督を行い必要なサービス等が提供されるよう努めます。

また、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、手すりの設置や段差の解消等によるバリアフリー化を推進します。

市営住宅については、「宝塚市営住宅等長寿命化計画」に基づき、計画的な修繕及び改善を実施し、居住者が快適に生活できるよう、居住環境の向上を図ります。

イ 暮らしやすい生活環境づくり

公共施設等については、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」や「兵庫県福祉のまちづくり条例」の基準に基づき、今後とも誰もが安心して利用できる施設づくりに努めます。

道路については、安全かつ円滑に移動できる快適な歩行空間の整備を推進します。また、公園については、幼児から高齢者までの全ての人が憩い・交流の場として利用することから、今後とも、安全性・利便性・快適性に配慮した公園の整備に努めます。

高齢化の進展に伴い、傾斜地が多い本市の地域特性から、通院、送迎、買い物などの移動支援に対するニーズが高まっています。高齢者が安心して外出するため、山手地域などの移動支援について、地域と協働しながら、そのあり方を検討します。

また、路線バス車両の超低床化（ノンステップ）の促進など、公共交通のバリアフリー化を図ります。

ウ 生活安全対策の推進

(ア) 防災・防火対策の充実

防災に関する知識の普及啓発を行うため、防災マップ等の活用を周知しつつ、出前講座を実施します。また、平時から福祉サービス事業所等と連携し、感染症対策や備蓄物資の見直し等の検討項目を関係各課で協議することで、災害時・緊急時における対応の考え方を共有します。

地域での取組としては、自主防災組織の育成を図り、災害時に地域で円滑な救出・救助活動を行うため、実践的な防災訓練への参加を呼びかけます。

また、重度の要介護状態の人や障碍のある人など、災害発生時の支援を必要とする要援護者について、民生委員・児童委員連合会、自治会、まちづくり協議会などが安否確認や避難誘導などの避難支援を行う「災害時要援護者支援制度」の取組を推進します。

福祉避難所については、その役割を住民や事業者に周知するとともに、福祉避難所の開設訓練を協定施設で実施するなど、地域住民と連携した取組を推進します。

(イ) 防犯対策の充実

地域における防犯活動の充実を促進するとともに、振り込め詐欺を始めとする特殊詐欺などの犯罪に対する予防知識を周知する取組の充実を図ります。

(ウ) 消費者被害の防止

高齢者を狙った悪質商法などに対する相談・斡旋を行うとともに、被害防止のための情報提供や啓発に努めます。

また、消費生活における家庭内事故を防止するための情報提供や啓発に努めます。

(3) 見守り・支えあいの促進

ア 地域の見守り体制の整備

今後、少子高齢化や核家族化の進行によって地域や家族の人間関係が希薄化し、地域で見守りや支援を必要とする高齢者等が増加していくと予測されます。このような状況の中で、孤立することなく暮らし続けられる地域をつくるためには、地域の自主的な活動を促進し、日頃の関係づくりや支え合う仕組みづくりを一層推進することが必要です。

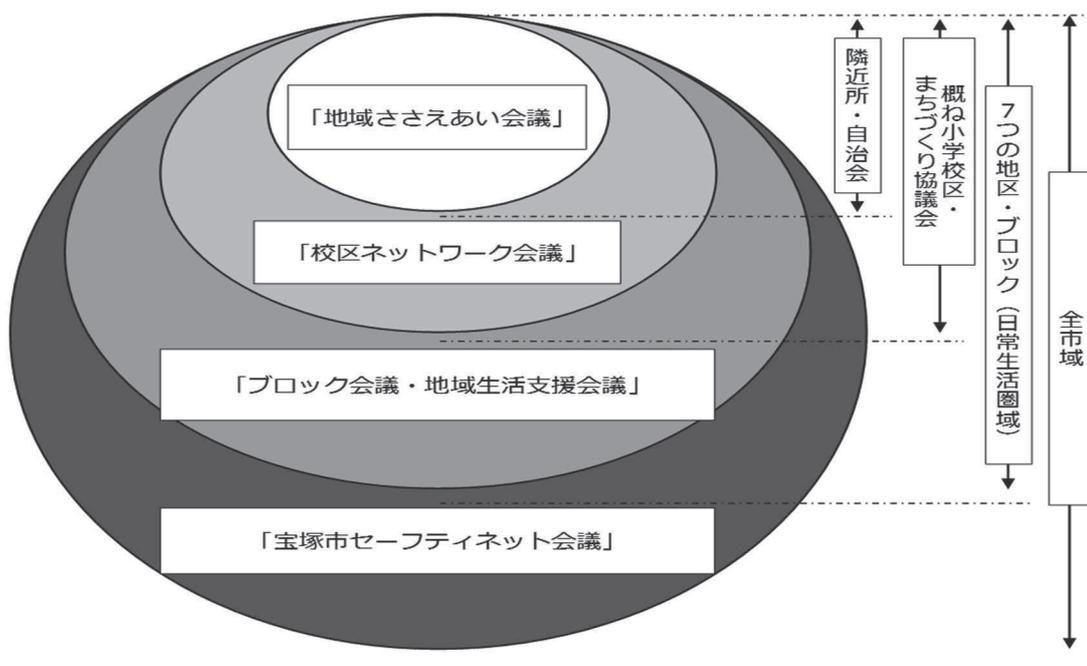
そのため、本市では、「宝塚市地域福祉計画」の取組で、地域住民、自治会、まちづくり協議会、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、福祉事業関係者、行政などによるネットワークの充実に取り組んでいます。

具体的には、宝塚市社会福祉協議会とともに、概ね自治会範囲の「地域ささえあい会議」、概ね小学校区範囲の「校区ネットワーク会議」、7つの地区・ブロック範囲の「ブロック会議」、市域全体の「セーフティネット会議」の4層からなる『宝塚市セーフティネット』を設けており、様々な主体による支えあいのまちづくりを推進します。

本計画も、この取組と連携し、地域において福祉課題の発見・共有、解決機能を高めるために、協議の場を核とした地域の見守り・支えあい体制の整備を推進します。

また、感染症の流行によって、地域におけるつながりが切れることがないように、新しいつながり方等を地域と協働して検討し、取り組みます。

宝塚市におけるエリア設定及びネットワーク（イメージ）



資料：宝塚市地域福祉計画（第3期）

イ 生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）の配置

高齢者が地域で暮らしていくための生活支援等の体制整備を推進していくことを目的とし、地域における見守り・支えあい活動等のコーディネート機能を果たす「生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）」活動の支援を行います。

第一層（全市域）生活支援コーディネーターを7つの地区・ブロック域専門職ネットワークの要として、専門職向け地域福祉研修の実施や、地域で支え合う仕組みづくりと課題解決に向けた取組を推進します。

（4）地域包括支援センターの機能強化

ア 地域包括支援センター機能強化に向けた体制整備

「地域包括ケアシステム」の中核的な役割を担う機関として、地域包括支援センターが適切な事業運営を行うことが重要です。現在、本市では、7つの地区・ブロックに各1か所の地域包括支援センターを設置しており、高齢者の総合相談窓口としての役割を果たしています。

今後は、在宅医療・介護連携の推進、認知症支援策の推進等を含め、地域包括支援センターが機能を十分果たすことのできる人員配置や業務内容の見直し、再検討を行い、地域包括ケアシステムにおけるネットワークの強化、関係機関でサポートできる体制づくり等を進めることで、地域共生社会の実現に向けた包括的な支援体制の整備も視野に入れながら、地域包括支援センターの機能強化を図ります。

また、地域包括支援センターに対する、指導・助言機能を担う、地域包括支援センター運営協議会の充実を図るほか、適正な介護予防マネジメント費の設定等を行い、地域の高齢者の自立支援につながるケアマネジメントが実施されるための体制を整備します。

事業見込

項目	現状	計画		
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域包括支援センターの職員数（7センターの合計）	39人	39人	41人	43人

本市の地域包括支援センター

第1ブロック：小林地域包括支援センター 第2ブロック：逆瀬川地域包括支援センター

第3ブロック：御殿山地域包括支援センター 第4ブロック：小浜地域包括支援センター

第5ブロック：長尾地域包括支援センター 第6ブロック：花屋敷地域包括支援センター

第7ブロック：西谷地域包括支援センター

(5) 地域ケア会議の推進

ア 地域ケア会議の推進

地域ケア会議の機能には、個別課題解決機能、ネットワーク構築機能、地域課題発見機能、地域づくり・資源開発機能、政策形成機能があります。

地域包括支援センターが地域ケア会議を継続して開催することにより、地域住民が抱える個別の課題解決や、地域課題の発見・解決などに結びつけられるよう、地域ケア会議の質の向上に努めます。

更に、地域で行われる地域ケア個別会議を始めとする各種会議では、多職種が協同して課題を抽出し、地域課題の普遍化を行い、課題解決に結びつけていける仕組みづくりを推進します。

事業見込

項目	現 状	計 画		
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域包括支援センターが実施する地域ケア会議の開催回数	40	50	60	70

(6) 認知症施策の推進

ア 普及啓発と本人発信支援

認知症高齢者は全国的に増加傾向にあり、介護保険制度の健全な運営及び地域における安心な生活の確保からも、認知症施策の推進が必要不可欠となっています。令和元年（2019年）6月に取りまとめられた「認知症施策推進大綱」を踏まえて、認知症の人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現に向け、認知症の人とその家族にやさしい地域づくりを進めていきます。

認知症に関する正しい知識と理解を持って、地域や職域で認知症の人や家族を応援する認知症サポーターの養成を進めるとともに、生活環境の中で認知症の人と関わる機会が多い店舗や事業所の従業員向けの養成講座の開催拡大に取り組みます。

また、認知症への対応は本人・家族だけでなく、地域全体の理解や支援も重要となることから、認知症に関する普及啓発にも取り組んでいきます。

認知症の人の視点を重視したやさしい地域づくりを進めていくには、自分らしく暮らし続けるために本人が必要と感じていることを把握し、発信・共有していくことが大切です。そのため、認知症の人本人が、自分の希望や必要としていること等本人の意見を把握し、認知症の人本人の視点を認知症施策に反映するよう努めます。

イ 認知症の発症を遅らせる支援と重度化防止の支援

住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、「認知症になるのを遅らせる」「認知症になっても進行を緩やかにする」という意味での予防が大切です。運動不足の解消、糖尿病や高血圧症等の生活習慣病の予防、社会参加による社会的孤立の解消や役割の保持等が、認知症予防に資する可能性があるとされており、これらに関連する活動を推進します。

また、認知症の人が住み慣れた地域で安心して生活するためには、早期診断・早期発見のための取組や医療・介護における連携が不可欠です。認知症初期集中支援チームの活動や、早期診断・早期発見の役割を担う人材の認知症対応力向上を実施し、支援力向上を図ります。

ウ 医療・ケア・介護サービス・介護者への支援

認知症になっても住み続けられる地域づくりを進めるため、店舗や事業所等の認知症サポーターの増加に向け取り組みます。更に、認知症ケアの専門職の活用を図り、認知症の人を支える地域でのネットワークづくりを進めます。

認知症の人と家族の視点に立った更なる認知症施策を推進するため、兼務による認知症地域支援推進員を認知症相談センターである地域包括支援センターに配置しています。今後は、認知症の人とその家族を支える資源の充実、認知症サポーターの活動の場の拡大、地域の支援機関や地域住民との協働による地域づくりなど、認知症地域支援推進員を中心に認知症の人と家族への支援の充実を図ります。

認知症の人とその家族や支援者、地域住民等の誰もが気軽に参加でき、集うことができる居場所としての認知症カフェが定期的開催されています。今後は更なる認知症カフェの充実を目指し、認知症の人の外出や地域での交流、社会参加を支援します。

認知症の人を介護する家族等を対象に、介護による精神的な負担の軽減を図るため、情報交換や日頃の悩みを語り合う場として、家族会を継続して支援します。

また、介護負担の具体的内容に沿った軽減を図ることで、介護家族を支援する取組を行っていきます。

エ 認知症バリアフリーの促進・若年性認知症の人への支援・社会参加支援

認知症の人も含め、様々な生きづらさを抱えていても、一人ひとりが尊重され、その本人に合った形での社会参加が可能となる地域共生社会に向けた取組を進めることが重要です。認知症になっても安心して暮らせるまちをつくるために、地域支援体制の強化や若年性認知症の人への施策を推進します。

認知症の人が安心して外出でき、家族の不安を軽減できるよう見守り・支えあいネットワークの構築を目指します。認知症の人の増加に伴い、行方不明の危険性も高まるため、地域における見守り体制の底上げを図るとともに、もしものときの支援体制を充実させていきます。

若年性認知症については、高齢で発症する認知症とは異なる様々な社会的、家庭的問題を引き起こします。職場で働く上司・同僚や、産業医などができるだけ早期に発見し、原因となる様々な疾患に応じた適切な援助に繋げることが必要です。

若年性認知症についての正しい知識を広めるため、県の作成した若年性認知症支援ハンドブック等を活用し、普及啓発に努めます。また、障害福祉課と連携を図りながら支援する体制の強化を図り、県の若年性認知症支援コーディネーターとも連携しながら、若年性認知症の人へ適切な支援を繋げていきます。

(7) 高齢者の権利擁護と虐待防止

ア 高齢者の権利擁護の推進

判断能力や意思表示能力が不十分な認知症の人が、自らの権利を守り、尊厳のある暮らしを維持するためには、成年後見制度等の利用が必要となります。

そのため、地域包括支援センターを中心として、成年後見制度や日常生活自立支援事業など高齢者の権利擁護のための諸制度に関する情報提供を推進するとともに、これらの制度を活用した適切な相談・援助に努めます。

また、「高齢者・^が障害者権利擁護支援センター」では、弁護士会・司法書士会・社会福祉士会等と連携し、広く市民が成年後見制度を理解することができるよう広報活動を行うほか、市民後見人や権利擁護を推進する人材の養成及びそれらの活動を支援する体制の構築を推進します。

更に、親族の事情や経済的な事情などにより、成年後見制度の利用が困難な場合には、市長による審判申立てを行うほか、後見人等への報酬を助成することで円滑な制度利用を支援します。

イ 虐待や暴力の防止に向けた取組の充実

高齢者が介護を要する状態となっても、その人権を尊重し、権利を擁護するために、市広報誌やリーフレットの配布、講演会の開催などを通じて、高齢者虐待に関する正しい理解が広く市民に深まるよう、啓発活動を推進します。

また、高齢者虐待を未然に防ぎ、問題が深刻化する前に早期発見し、高齢者や養護者・家族等に対する適切な支援を行うため、地域住民、民生委員・児童委員、老人クラブ、自治会等の地域と連携し、見守り体制を充実します。併せて、高齢者及び障害者虐待防止ネットワーク連絡会を通じて、虐待の相談窓口である地域包括支援センターとの虐待の予防・早期発見の連携体制づくりを推進します。

養介護施設従事者等※による高齢者虐待については、不適切なケアの改善、虐待を発見した場合に円滑な通報が行われるよう指導・周知を行います。養介護施設など介護サービスの事業所においては、外部から閉ざされることが多く、身体拘束等の虐待事案が通報されないおそれがあるため、防災訓練や地域交流スペースの活用等によって地域住民等とのつながりをつくとともに、介護サービス相談員派遣等事業などにより第三者の外部の目を積極的に取り入れます。

そのほか、施設長や従事者を対象とする高齢者虐待対応力向上研修の受講を推奨し、同様に、市職員の対応力の強化を図ります。

※養介護施設従事者等とは、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に定められた用語で、養介護施設又は養介護事業の業務に従事するすべての者を指します。養介護施設とは、老人福祉法に規定される老人福祉施設、有料老人ホーム又は、介護保険法に規定される介護老人福祉施設（地域密着型施設も含む）、介護老人保健施設、介護医療院、地域包括支援センターを指します。

養介護事業とは、老人福祉法に規定される老人居宅生活事業又は、介護保険法に規定される（介護予防）居宅サービス、（介護予防）地域密着型サービス、（介護予防）居宅介護支援事業を指します。

事業見込

項目	現 状	計 画		
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
権利擁護支援者 活動人数	44人	54人	64人	74人
市民後見人登録簿 登録者数	8人	10人	12人	14人

3 介護が必要になっても安心して暮らせるサービスの充実

(1) 医療・介護の連携

ア 在宅医療の充実

在宅での療養やターミナルケアが必要な人に対応するためには、かかりつけ医の確保や在宅療養支援診療所、在宅療養支援歯科診療所、訪問看護ステーション等が相互に連携し、地域住民へ広報することが重要です。

そのため、在宅医療に関わる医師、歯科医師、薬剤師、訪問看護ステーション等の地域の医療資源の情報収集とその発信に努めます。

また、在宅医療の推進に当たっては、医師会、歯科医師会、薬剤師会等関係団体との連携強化を推進します。

イ 医療と介護の連携強化

入院による急性期の治療から、リハビリテーションを含めた退院後の在宅療養へ円滑に移行し、その後、在宅生活を維持・継続していくためには、地域における医療と介護の連携強化が不可欠です。高齢者一人ひとりの「心身機能」「活動」「参加」のそれぞれの要素にバランスよく働きかけ、在宅生活での活動を高め、家庭や地域・社会での役割を持ち、生きがいや自己実現に取り組み、QOL（生活の質）の向上を目指すことが重要になります。

医療ニーズと介護ニーズを併せ持つ高齢者を地域で支援していくため、県が策定する医療計画と整合性を保ちつつ、ICT等を活用した医療・介護情報の一元化や入退院支援、日常の療養支援、急変時の対応、看取り、認知症の対応力強化、感染症や災害時対応等の様々な局面を念頭に置いた取組を進めることが重要です。

そのため、宝塚市医師会在宅療養支援センターや医療機関の地域連携部門との連携を密にしながら、退院調整、日常の療養支援、急変時の受け入れ先の調整、看取り等における関係者の連携強化を推進します。

また、感染症や災害時においても継続的な介護サービスを提供するため、平常時からの医療と介護の連携を強化します。

更に、医療と介護と福祉の関係者の顔の見える関係づくりとその強化を進めるとともに、組織化を図るなど、切れ目のない在宅医療・介護の提供体制づくりを推進します。

(2) 介護サービスの基盤整備

◆基盤整備に当たっての基本方針

国・県の基本指針を前提とし、現在の整備状況や今後、令和7年（2025年）及び令和22年（2040年）の高齢者数等の推移を踏まえ、負担（介護保険料）と給付（介護サービス）のバランスを考慮しながら、高齢者が住み慣れた地域での生活を維持できるように、整備目標量を設定します。

その設定に際しては、施設・居住系サービスや居宅サービスをバランス良く組み合わせ整備を進めていきますが、特に住み慣れた地域での在宅生活継続の環境づくりを促進するため、重点的に小規模多機能型居宅介護事業所及び定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の整備を進めます。

◆2025年（令和7年）及び2040年（令和22年）の推計

令和27年（2045年）までを最終年次として、介護サービス利用者数を推計したところ、令和22年（2040年）において、本市で必要とする介護サービス量は、ピークアウトしますが、利用者数の増加率を令和2年（2020年）→令和12年（2030年）と令和12年（2030年）→令和22年（2040年）でみると前者は133%であるのに対し、後者は107%となっています。

大多数の他市町のピークアウト年次は本市より先行することから、介護サービス市場が縮小化してくると見込まれ、介護サービス事業者の事業参入意欲が薄れてくることが予想されます。また、市内の特別養護老人ホーム等の施設は平成12年（2000年）前後に開設したものが多く、施設の減価償却の耐用年数を35年～40年とすれば、令和22年（2040年）頃を超えた時期から建替え、大規模修繕の必要性の検討が始まることから、新規整備が難しくなると考えられます。以上のことから、できるだけ、早い整備が必要となり、令和17年（2035年）を目標年次としています。

2025年(令和7年) (単位:人)

	認定者	実サービス利用者	特養	老健	介護医療院	認知症高齢者GH	特定施設(有料老人ホーム等)	在宅	サ高住	小規模多機能	定期巡回	その他
要支援Ⅰ	3,051	694					47	647	5	5		637
要支援Ⅱ	2,203	974					42	932	15	7		910
要介護Ⅰ	3,484	2,953		62	0	29	244	2,618	57	31	22	2,508
要介護Ⅱ	2,182	1,963		93	0	53	207	1,610	61	33	11	1,505
要介護Ⅲ	1,803	1,670	260	141	1	85	181	1,002	47	41	17	897
要介護Ⅳ	1,781	1,623	484	174	10	66	193	696	54	24	14	604
要介護Ⅴ	1,293	1,132	369	114	16	37	124	472	43	17	17	395
合計	15,797	11,009	1,113	584	27	270	1,038	7,977	282	158	81	7,456

2040年(令和22年) (単位:人)

	認定者	実サービス利用者	特養	老健	介護医療院	認知症高齢者GH	特定施設(有料老人ホーム等)	在宅	サ高住	小規模多機能	定期巡回	その他
要支援Ⅰ	3,353	763					52	711	6	5		700
要支援Ⅱ	2,500	1,105					47	1,058	16	8		1,034
要介護Ⅰ	4,037	3,422		72	0	33	283	3,034	68	36	25	2,905
要介護Ⅱ	2,609	2,347		111	0	63	247	1,926	70	39	13	1,804
要介護Ⅲ	2,252	2,085	324	176	2	106	226	1,251	60	52	21	1,118
要介護Ⅳ	2,299	2,095	625	225	13	85	249	898	72	31	18	777
要介護Ⅴ	1,632	1,429	466	144	20	46	157	596	54	22	22	498
合計	18,682	13,246	1,415	728	35	333	1,261	9,474	346	193	99	8,836

ア 施設・居住系サービス等

(ア) 施設・居住系サービス

施設・居住系サービスの基盤整備状況（令和3年（2021年）4月見込み）

（単位：事業所数、人）

区分		事業所数	定員数
介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）		11	958
介護老人保健施設		4	424
介護療養型医療施設		—	—
特定施設入居者生活 介護（混合型）	介護付有料老人ホーム	6	1,249
	軽費老人ホーム（ケアハウス）	2	130
	サービス付き高齢者向け住宅	8	507
	養護老人ホーム	1	50

第8期における施設・居住系サービスの基盤整備計画（単位：事業所数、人）

区分		事業所数	定員数
介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）		1	100
介護老人保健施設		—	—
介護療養型医療施設		—	—
介護医療院		—	—
特定施設入居者生活 介護（混合型）	介護付有料老人ホーム	—	—
	軽費老人ホーム（ケアハウス）	—	—
	サービス付き高齢者向け住宅 ※	5	360 (第8・9期で390)
	養護老人ホーム	—	—

※計画に掲げる5事業所は、現在、事業者と協議中です。

(イ) 特定施設入居者生活介護の指定を受けていない有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の入居定員総数

サービス付き高齢者向け住宅の登録状況

	全 国	兵庫県	宝塚市
登録棟数	7,697	397	20
登録戸数	259,272	15,358	1,000
65歳以上の高齢者人口(人)	35,889,000	1,591,000	65,042
高齢者人口千人当たりの登録棟数	0.21	0.25	0.31
高齢者人口千人当たりの登録戸数	7.22	9.65	15.37

※住宅登録状況は全て令和2年(2020年)9月末現在

高齢者人口の全国は総務省統計局「各月1日現在人口」(令和2年(2020年)9月現在概算値)、兵庫県は同資料(令和元年(2019年)10月1日現在)、宝塚市は住民基本台帳人口(令和2年(2020年)9月末現在)

本市の状況としては、過度に整備されている状況にあるといえます。また、本来的には、サービス付き高齢者向け住宅は高齢者の良質な住居確保のための制度でしたが、現実的には中重度の認定者のための施設になっているといえます。

本市で行ったサービス付き高齢者向け住宅のアンケート調査によれば、利用者の介護度では次のような結果となりました。

区分	サービス付き高齢者向け住宅	本市所在の特定施設入居者生活介護
平均介護度	2.63	2.32

このような実態から、サービス付き高齢者向け住宅の整備については、第7期計画期間に引き続き、事業者が国庫補助を受ける際の市の意見聴取の手続において、本市は過剰となっている旨の意見表明を行います。

また、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の質の確保に向けては、県と情報連携を行うとともに、居宅サービス等の提供状況の把握や介護サービス相談員の受け入れ協力を要請します。また、未届けの有料老人ホームを確認した場合は、県に情報提供を行います。

特定施設入居者生活介護の指定を受けていない住宅型有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の入居定員総数については、地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律(令和2年法律第52号)による改正後介護保険法第117条第3項第8号に基づき、第8期計画利用定員総数を次の表にて掲げています。

利用定員総数（令和3年（2021年）4月見込み）（単位：事業所数、人）

区分	事業所数	定員数
サービス付き高齢者向け住宅	11	363
住宅型有料老人ホーム	3	181

第8期における利用定員総数（単位：事業所数、人）

区分	事業所数	定員数
サービス付き高齢者向け住宅	11	363
住宅型有料老人ホーム	3	181

イ 地域密着型介護サービス

地域密着型サービスの基盤整備状況（令和3年（2021年）4月見込み）

サービス種別 ブロック	定期巡回・ 随時対応型 訪問介護看護	夜間対応型 訪問介護	認知症対応 型通所介護	小規模多機 能型居宅介 護	認知症対応 型共同生活 介護	地域密着型 介護老人福 祉施設入所 者生活介護	看護小規模 多機能型居 宅介護	地域密着型 通所介護
第1ブロック	2事業所	—	—	2事業所	6事業所	—	—	10事業所
第2ブロック	—		2事業所	—	2事業所			9事業所
第3ブロック	—		2事業所	1事業所	1事業所			7事業所
第4ブロック	—		—	2事業所	1事業所			6事業所
第5ブロック	1事業所		1事業所	1事業所	3事業所			2事業所
第6ブロック	1事業所		2事業所	1事業所	1事業所			—
第7ブロック								
合計	4事業所	0事業所	7事業所	7事業所	14事業所	0事業所	0事業所	34事業所

第8期における地域密着型サービスの基盤整備計画

サービス種別 ブロック	定期巡回・ 随時対応型 訪問介護看護	夜間対応型 訪問介護	認知症対応 型通所介護	小規模多機 能型居宅介 護	認知症対応 型共同生活 介護	地域密着型 介護老人福 祉施設入所 者生活介護	看護小規模 多機能型居 宅介護	地域密着型 通所介護
第1ブロック	1事業所	—	—	1事業所	1事業所	—	1事業所	—
第2ブロック		—	—			—		—
第3ブロック	1事業所	—	—	1事業所	1事業所	—	1事業所	—
第4ブロック		—	—			—		—
第5ブロック		—	—			—		—
第6ブロック		—	—			—		—
第7ブロック								
合計	2事業所	0事業所	0事業所	2事業所	2事業所	0事業所	2事業所	0事業所

地域密着型サービス基盤の整備状況図（令和2年（2020年）11月現在）



小規模多機能型居宅介護については、これまで地区・ブロック単位で整備を進めてきましたが、在宅での生活期間を可能な限り長くするため、また、地域共生社会を実現する上で必要なサービスであることを考えて、令和22年（2040年）までに中学校区の数に相当する事業所の整備を目標とし、第8期計画期間においては、2事業所の整備を行います。

看護小規模多機能型居宅介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護については、医療ニーズへの対応や介護者の心身への負担軽減が期待できることから、中重度の在宅要介護者の在宅生活期間を可能な限り長くするため、7ブロックを除く、地区・ブロック数の6事業所を令和22年（2040年）までの整備目標とします。第8期計画期間においては、各2事業所の整備を行います。

認知症対応型共同生活介護（グループホーム）については、給付量の水準が県の平均、近隣自治体をやや下回っています。今後の認知症の人の増加を考慮し、運営推進会議や認知症カフェ設置等を通じた地域との連携が期待できるサービス基盤であることから、第8期計画期間においては2事業所の整備を目標とします。

認知症対応型通所介護は、認知症高齢者ケアの専門性及び認知症高齢者家族のレ

スパイトのため有意義な介護サービスですが、全国的に事業所数や利用者数が減少していることを受け、本市として、第8期計画以降は、整備計画に位置づけた整備は止め、その都度事業者との協議により整備をすることとします。

地域密着型通所介護については、事業者が撤退をしている状況及び小規模多機能型居宅介護事業所のより一層の整備を促進するため、整備計画に位置づけた整備を行わないこととします。

事業見込

項 目	現 状	計 画		
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所数	4	—	1	1
小規模多機能型居宅介護事業所数	7	—	1	1
看護小規模多機能型居宅介護事業所数	0	—	1	1

(3) 地域支援事業の充実

地域支援事業は、高齢者が要介護状態となることを予防し、要介護状態等の軽減や重度化の防止、自立した日常生活の支援などを総合的かつ一体的に行う事業です。

この地域支援事業は、介護予防・日常生活支援総合事業、包括的支援事業及び任意事業の3つに分類されます。

		事業の構成		実施メニュー
地域支援事業	介護予防・日常生活支援総合事業	訪問型サービス	①訪問介護（従来の訪問介護相当）	平成29年（2017年）4月開始
			②訪問型サービスA（緩和基準）	平成29年（2017年）4月開始
			③訪問型サービスB（住民主体）	—
			④訪問型サービスC（短期集中）	令和2年度（2020年度）開始
			⑤訪問型サービスD（移動支援）	—
		通所型サービス	①通所介護（従来の通所介護相当）	平成29年（2017年）4月開始
			②通所型サービスA（緩和基準）	—
			③通所型サービスB（住民主体）	—
			④通所型サービスC（短期集中）	—
		その他の生活支援サービス（配食、見守り、訪問型サービス等）		—
	介護予防ケアマネジメント		平成29年（2017年）4月開始	
	一般介護予防事業	①介護予防把握事業	—	
		②介護予防普及啓発事業	いきいき百歳体操	
		③地域介護予防活動支援事業	ミニデイサービス支援事業 介護予防サポーター養成講座	
		④一般介護予防事業評価事業	—	
		⑤地域リハビリテーション活動支援事業	—	
	包括的支援事業	地域包括支援センターの運営		地域包括支援センター運営委託事業 ケアプラン研修事業
		在宅医療・介護連携推進事業		地域包括ケア推進会議
		認知症施策推進事業		初期集中支援チーム 認知症地域支援推進員
		生活支援体制整備事業		生活支援コーディネーター
地域ケア会議推進事業		自立支援型地域ケア会議		
任意事業	介護給付費適正化事業		要介護認定の適正化 ケアプラン点検 住宅改修等の点検 縦覧点検・医療情報との突合 給付費通知	
	家族介護支援事業		G P S 徘徊機器	
	その他の事業		地域自立生活支援事業 成年後見制度利用支援事業 介護サービス相談員派遣事業	

ア 介護予防・日常生活支援総合事業

(ア) 訪問型サービス

住み慣れた地域で自立した日常生活を営むことができるよう、介護予防・健康づくりの取組を強化して健康寿命の延伸を図ることが求められています。

現在本市では総合事業の訪問型サービスとして、従前の訪問介護相当サービス、訪問型サービスA（緩和型）、訪問型サービスC（短期集中）がそれぞれ提供されています。

訪問型サービスC（短期集中）は、リハビリ等の専門職が訪問し、本人の暮らしぶりや住まいの状況を踏まえて、専門的視点から評価・助言を行うことにより、短期集中的に機能回復に向けた生活改善の提案を行います。

第8期計画期間中においては、総合事業等の担い手を確保する取組を推進するほか、地域のニーズに応じた対象者や適正な単価設定、多様なサービスの充実について検討します。

(イ) 通所型サービス

現在本市では総合事業の通所型サービスとして、従前の通所介護相当サービスが提供されています。

(ウ) 介護予防ケアマネジメント

総合事業のサービス利用者の自立支援に向けて総合事業のサービス等を適切に利用できるよう、心身の状況、置かれている環境、利用者の希望等を勘案し、適切なアセスメントを実施します。その上で、利用者の状況を踏まえた目標を設定してケアプランを作成し、サービス提供事業者等と調整し、利用者の意思に沿ったサービスの提供がなされるようケアマネジメントを行います。

項 目	現 状	計 画		
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問介護相当サービス（人/月）	1,157	1,294	1,338	1,381
訪問型サービス（人/月）	13	16	16	17
通所介護相当サービス（人/月）	1,235	1,527	1,579	1,630

イ 一般介護予防事業

高齢者が、生きがいを持って健康的な生活を送るには、日常的に介護予防を意識し、その活動に取り組んでいくことが重要となるため、一人でも多くの高齢者がその効果を実感できるよう、住民の自主的な活動も含めて、介護予防活動を全市的に広めます。

(ア) 介護予防普及啓発事業

介護予防に関する知識や技術の提供等について、チラシ配布や冊子による啓発を進めるほか、介護予防に関心のある地域グループに対し、職員が出向いて運動機能や口腔機能の向上等に関する講座を実施します。

また、「いきいき百歳体操」の普及啓発を実施し、高齢者だけではなく、高齢者を支える側の地域住民も含めた幅広い健康教育を推進します。

(イ) 地域介護予防活動支援事業

介護予防に関わるボランティア等の人材育成、地域活動組織の育成支援を推進するとともに、ボランティア等に対し、活動の充実を図るための研修や交流の場づくり等を支援します。

ウ 包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）

高齢者が住み慣れた地域において、自立した生活を継続できるよう支援を行うための拠点として、地域包括支援センターを運営しています。介護予防ケアマネジメント、総合相談支援事業、権利擁護事業、包括的・継続的ケアマネジメントの4つの事業を中心に、地域の様々な関係者との協働や資源の活用を図りながら、高齢者への総合的な支援を行っていきます。

エ 包括的支援事業（社会保障充実分）

（ア）在宅医療・介護連携推進事業

医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、医療と介護のサービスを一体的に提供するため、在宅医療と介護の関係者の連携を推進します。

（イ）生活支援体制整備事業

生活支援コーディネーターを配置し、高齢者の在宅生活を地域で支援するための協議体を設置することにより、民間企業やNPO、ボランティア、地域の住民を始めとする多様な主体が連携しながら、地域における高齢者支援の担い手やサービスの開発を行い、高齢者の社会参加及び生活支援・介護予防の充実を推進します。

（ウ）認知症総合支援事業

認知症による生活の支障が増大しないよう、その初期段階から保健・医療・福祉の専門職による支援を行い、また、認知症の進行に応じ、必要な医療・介護及び生活支援を行う関係者によるネットワークを形成し、効果的な支援の体制を構築するとともに、認知症ケアの向上を図るための取組を推進します。

（エ）地域ケア会議推進事業

多職種協働による個別事例の検討等を行い、地域ネットワークの構築、ケアマネジメント支援、地域課題の把握等を行います。

オ 任意事業

(ア) 介護給付等費用適正化事業

介護サービス利用者に対し、適切なサービスが提供できる環境を整備するとともに、介護給付等に要する費用の適正化のための事業を実施します。

事業見込

項 目	現 状	計 画		
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護給付費通知問合せ件数	20	20	20	20
介護給付適正化支援システムより抽出した点検書類の送付件数	20	60	60	60
事業所実地指導件数	15	25	25	25
ケアプラン点検件数	120	135	135	135

(イ) 家族介護支援事業

介護をする方が安心して介護できる環境を整備するため徘徊高齢者家族支援サービス事業を実施します。

事業見込

項 目	現 状	計 画		
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
徘徊高齢者家族支援サービス利用者数（人）	15人	16人	17人	17人

(ウ) その他の事業

高齢者が地域で自立した日常生活を送ることを支援するシルバーハウジング生活援助員派遣事業や成年後見制度利用支援事業、介護サービス相談員派遣等事業などを実施します。

事業見込

項 目	現 状	計 画		
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
シルバーハウジング生活援助員派遣事業 訪問回数（回）	18,373	20,000	20,000	20,000
成年後見制度利用支援事業 市長申立件数（件）	18	19	20	21
成年後見制度利用支援事業 報酬助成件数（件）	30	33	36	39

(4) 介護保険事業の円滑な運営

介護保険事業を円滑に運営するため、低所得者の利用負担への配慮、要介護認定の適正な実施、介護給付適正化、ケアマネジメントの適正化支援等を行います。

特に、介護保険事業の継続的な運営のために、介護人材の確保が緊喫の課題となっています。

ア 低所得者への配慮等

介護保険施設の居住費と食費について、低所得者の負担が大きくなるように、所得に応じた利用者負担限度額を設け、その限度額を超える差額を特定入所者介護（予防）サービス費として保険給付します。所得要件の他に資産要件があります。

介護保険施設（ショートステイを含む）入所時の居住費・食費の1日当たりの負担額

※令和3年（2021年）8月以降

段階	対象者	食費	居住費	
第1段階	・住民税が非課税で、老齢福祉年金を受給している方 ・生活保護を受給している方	300円	ユニット型個室	820円
			ユニット型準個室	490円
			従来型個室	(老健・療養型) 490円
				(特養) 320円
多床室	0円			
第2段階	・住民税が世帯非課税で、 (合計所得金額+課税年金収入が)80万円以下の人	600円	ユニット型個室	820円
			ユニット型準個室	490円
			従来型個室	(老健・療養型) 490円
				(特養) 420円
多床室	(老健・療養型) 370円			
	(特養) 370円			
第3段階①	・住民税が世帯非課税で、 (合計所得金額+課税年金収入が)80万円超120万円以下の人	1,000円	ユニット型個室	1,310円
			ユニット型準個室	1,310円
			従来型個室	(老健・療養型) 1,310円
				(特養) 820円
多床室	(老健・療養型) 370円			
	(特養) 370円			
第3段階②	・住民税が世帯非課税で、 (合計所得金額+課税年金収入が)120万円超の人	1,300円	ユニット型個室	1,310円
			ユニット型準個室	1,310円
			従来型個室	(老健・療養型) 1,310円
				(特養) 820円
多床室	(老健・療養型) 370円			
	(特養) 370円			
第4段階	住民税課税の人	施設との契約の金額(居住費、食費の負担軽減なし)		

1か月に利用した介護保険サービスの利用者負担の合計額が、利用者の所得に応じた上限額を超えた場合は、その超えた金額を高額介護（予防）サービス費として支給します。

また、同一世帯で、医療保険と介護保険の両方を利用したことにより、利用者負担額が上限額を超えた場合は、両方の自己負担額を合算し、その超えた金額を高額医療合算介護（介護予防）サービス費として支給します。

高額介護（予防）サービス費世帯当たり自己負担額の上限額

※令和3年（2021年）8月以降

区 分	負担上限額
世帯全員が住民税非課税の世帯 （高齢福祉年金受給者、生活保護の受給者）	15,000円
世帯全員が住民税非課税の世帯 （合計所得金額と課税年金額の合計が年額80万円以下の人）	15,000円
世帯全員が住民税非課税の世帯 （合計所得金額と課税年金額の合計が年額80万円超の人）	24,600円
一般世帯	44,400円
うち年収約383万～約770万円	44,400円
うち年収約770万～約1160万円	93,000円
うち年収約1,160万円以上	140,100円

更に、低所得で特に生計の維持が困難である人を対象とし、介護サービス事業者である社会福祉法人は、自ら提供する特定の介護サービスに関し、利用者負担額を含め、食費・居住費を軽減する措置を行います。

区分	利用者負担	食費	居住費
介護老人福祉施設サービス	○	○	○
訪問介護（ホームヘルプ）	○	—	—
通所介護（デイサービス）	○	○	—
（介護予防）短期入所生活介護（ショートステイ）	○	○	○
（介護予防）認知症対応型通所介護	○	○	—
（介護予防）小規模多機能型居宅介護	○	○	○
夜間対応型訪問介護	○	—	—
地域密着型介護老人福祉施設生活介護	○	○	○
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	○	—	—
看護小規模多機能型居宅介護	○	○	○

イ 介護給付の適正化

介護保険制度への信頼を高め、持続可能な制度とするためには、介護を必要とする人を適正に認定し、真に必要なサービスが過不足なく提供されるよう、介護給付の適正化を図っていくことが重要です。

本市では、国の「介護給付適正化計画に関する指針」に基づき、県の「介護給付適正化計画」と整合性を図りながら、要介護認定の適正化、ケアプランの点検、縦覧点検・医療情報との突合など、主要5事業について実施目標を定めます。また、事業者への指導・支援、介護給付適正化支援システムの活用のほか、介護保険制度の趣旨普及等を通じて、適正化の目的を広く事業者や専門職、市民等と共有し、介護給付適正化の取組を推進します。

介護認定審査会については、研修や委員相互の情報交換を行い、必要な知識・技能の修得に努め、合議体間の審査判断基準の統一した運用を目指します。また、適正な認定調査を実施します。

そのほか、居宅介護支援事業所への指導については、介護給付費等対象サービスの質を確保するため、介護給付等対象サービスの取扱いや介護報酬の請求等に関する事項について周知するとともに、指定基準等に照らし、改善が必要であれば適切な指導や助言を行います。また、事業所における実地指導に加え、対象事業者等を集めた講習方式の集団指導などを実施します。

(ア) 要介護認定の適正化

要介護認定調査に当たっては、正確な状況把握と公平性の確保が重要であるため、認定調査員に対し、調査項目の判断基準の再確認や面接技術、特記事項の記載方法などについて、継続的な研修を行い、資質の向上を行います。また、調査内容を本市の職員が点検し、適切かつ公平な要介護認定となるよう努めます。

更に、認知症や障害のある人など高齢者一人ひとりの状態を認定調査に正確に反映させるため、調査対象者の日頃の状態や障害による生活面での困難を的確に説明できる介護者や家族等の同席など積極的な関与を勧め、円滑な実施に努めていきます。

事業見込

項目	現 状	計 画		
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
調査票点検	2,800	随時	随時	随時
調査員向け研修の開催（市主催）	1	1	1	1
調査員向け研修の開催（県主催）	1	1	1	1

(イ) ケアプランの点検

ケアマネジャーが作成したケアプランの記載内容について、事業者に資料提出を求め、また、訪問調査を行い、市職員等の第三者が点検及び助言を行うことにより、利用者の自立促進、生活の質の向上に資するサービスを確保し、一人ひとりの状態に適合したサービス提供につなげます。

また、ケアマネジャーの質の向上につなげ、介護サービスの適正化につなげていくため、宝塚市主任介護支援専門員連絡協議会と連携をとりながら、効果的なケアプラン点検を行います。

事業見込

項目	現 状	計 画		
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
ケアプラン点検件数	120	135	135	135

(ウ) 住宅改修等の点検

住宅改修の点検については、保険者が改修工事を行おうとする利用者の自宅の実態確認や工事見積書の点検、施工状況の点検などを行い、利用者の状態にそぐわない不適切又は不要な住宅改修を防止します。

福祉用具購入・貸与については、書類審査を行い、疑義がある場合は利用者等を訪問して、利用の必要性や利用状況等についての点検を行うことで、不適切又は不要な購入等を防止するとともに、利用者の身体状況に応じた適切な福祉用具の利用を促進します。

(エ) 縦覧点検・医療情報との突合

兵庫県国民健康保険団体連合会から送付されたデータを元に、利用者ごとの複数月にわたる点検及び複数事業所によるサービス内容の点検を目的とした「縦覧点検」、不適切又は不正な請求があれば過誤調整を依頼する「医療情報との突合」を行い、適正な給付の確保に努めます。

また、事業所ごとの提供サービスの分析等、多様な面から報酬請求をチェックし、効率よく適正化を推進します。

事業見込

項目	現 状	計 画		
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
医療情報との突合及び縦覧点検の実施件数（件）	2,000	3,000	3,000	3,000

(オ) 介護給付費通知

利用者本人（家族を含む。）に対して、事業者からの介護報酬の請求及び費用の給付状況などをもとに作成した「介護給付費通知書」を年2回送付し、利用者に身に覚えのないサービスの請求がないかを確認してもらうとともに、自ら利用しているサービスを改めて確認してもらい、適切なサービス利用について啓発を行います。

ウ 介護人材の育成、確保

(ア) 人材確保に向けた事業者支援等の充実

介護予防・日常生活支援総合事業の訪問型サービスAの従事者養成研修を実施するほか、研修修了者に対してボランティアや、健康生きがい就労トライアル等の多様な情報を提供するなど、人材確保に繋がる工夫を幅広く検討します。

また、「ひょうごケア・アシスタント事業」等県が実施する人材確保の取組についても、積極的に広報を行い、利用の促進を図ります。

更に、介護の仕事により一層の魅力を感じられるよう宝塚市介護保険事業者協会と連携しながら、PR方法を検討します。

事業見込

項目	現 状	計 画		
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問型サービスA従事者養成研修の延べ修了者数（累計）	160人	180人	200人	220人

(イ) 介護人材の定着支援

介護従事者の身体的負担の軽減や業務の効率化を目的に、人工知能や介護ロボットの開発や普及に向けた取組が加速しています。本市では、国の補助金を活用して介護ロボットの導入支援を行うとともに、その効果を検証します。

また、宝塚市介護保険事業者協会と協働し、介護人材が定着しない原因の分析とその原因に基づく離職防止策の検討をし、介護人材の定着支援に努めます。

(ウ) 外国人介護人材の支援

近年外国人の介護分野における活躍が注目されつつあり、経済連携協定（EPA）、在留資格又は技能実習制度を通じて外国人介護人材の受け入れが可能となっています。

本市でも施設等で外国人が働いていますが、事業所向けのアンケート調査の結果では、コミュニケーションの困難さ、文化や言語の違いによるトラブル等の問題を抱えていることがわかっています。今後は、働きやすい職場環境となるよう国の事業等を活用して事業所を支援するとともに、外国人が地域の一員として暮らしやすいコミュニティの形成に向けて、地域共生社会の実現を図ります。

(5) サービスの質の向上

ア 相談体制の充実

(ア) 地域包括支援センター

高齢者の身近な相談窓口である地域包括支援センターにおいて、介護サービスに関する相談に応じ、関係機関との連携を図りながら、問題の解決やサービスの質的向上を図ります。

(イ) 介護サービスに対する苦情相談

介護サービスに対する苦情相談については、相談窓口を本市に設け、受付、調査、指導及び助言を行います。本市で解決できない困難事例については、県と連携して解決を図るとともに、兵庫県国民健康保険団体連合会に事案を引き継ぐことにより解決へ導きます。

(ウ) 介護サービス相談員

介護サービス利用者の権利擁護や生活の質の向上の観点から、介護サービス相談員を市内の特別養護老人ホームなどに派遣し、入所者やその家族からの相談に応じて、不満や不安などの解消に努めるとともに、問題の解決やサービスの質的向上を図ります。

事業見込

項目	現状	計画		
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
家族・知人以外で相談する相手のうち「そのような人はいない」と回答した人の割合	39.1%	—	—	30%

イ ケアマネジャーへの支援

ケアマネジャーが、その職務を円滑に遂行できるよう、ケアプラン研修事業の実施や、宝塚市主任介護支援専門員連絡協議会と連携して相談窓口を設け、主任ケアマネジャーによる個別相談を行うことにより支援します。

また、行政施策情報の提供や研修会の実施により、ケアマネジャーが必要とする知識を取得する機会を設けます。実施に当たっては、会場以外でも研修に参加できるように、ICTの活用等を進めていきます。

事業見込

項 目	現 状	計 画		
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
ケアマネ向け研修参加者数（年）	140人	750人	750人	750人